

平成27年12月21日

答申第645号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「平成25年9月24日の経営委員会での『今後の受信料制度のあり方』についての説明要旨」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書がNHK内の審議、検討または協議に関する情報であって、開示することによりその審議、検討または協議が円滑に行われることを阻害するおそれがあり、NHK情報公開規程（以下、規程）第8条1項2号に該当するため開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は、規程第8条1項2号の不開示情報に該当し開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は、規程第8条1項2号に該当すると認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成27年12月21日（第230回審議委員会）

第665号諮問、審議、答申